私たちが決めた行動指針大賞表彰規程(案)

（目的）

第１条　法人の職員が決めた「行動指針」を行動・実践された者を表彰するため必要な事項を定める。

（被表彰者）

第２条　表彰は、次の者について行う。

(1)　毎年度、職員が決めた行動指針の項目を行動・実践した者。

（表彰）

第３条　表彰は、毎年の４月において、前年度行動指針に沿って行動実践者に対して表彰状と副賞を授与する。

（被表彰者の決定方法）

第４条　被表彰者の決定は、毎年4月に、各事業所ごとに在籍者の投票にて決定する。

（副賞の内容）

第５条　副賞の内容は下記のとおりとする。

行動指針大賞　　　商品券1万円

行動指針準大賞　　商品券5千円

行動指針新人賞　　商品券5千円

（表彰の取消）

第６条　表彰後被表彰者に表彰の趣旨に反する行為又は表彰の対面を汚す行為があったときは、理事長は、理事会に諮り表彰を取り消すことができる。

附則

この規則は、平成○年○月○日から施行する。